

国際プラスチックフェア協議会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

本会は、プラスチックに関連する展示会の開催を通じ、プラスチック関連産業の振興と啓発を図り、もって業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 (名 称)

本会は、国際プラスチックフェア協議会（英文名 International Plastic Fair Association 略称 I P F）と称する。

第 3 条 (事務所)

本会は、主たる事務所を東京都に置く。

第 4 条 (事 業)

本会は、第 1 条の目的を達成するため展示会、シンポジウム、講演会等を開催する。

第 2 章 会 員

第 5 条 (会 員)

本会の会員はプラスチックに関連する事業を営む個人、法人および団体とする。

第 6 条 (入 会)

1. 本会に入会を希望するものは所定の入会手続を行う。
2. 法人または団体の会員にあっては、本会に対する代表者としてその権利を行使する者（会員代表者）を定め、会長に届出るものとする。

第 7 条 (届 出)

会員は入会申込書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく本会事務所に届出るものとする。

第 8 条 (退 会)

会員が本会を退会しようとするときは、その旨書面をもって本会事務所に届出るものとする。

第 9 条 (会 費)

1. 会員は会費を納入しなければならない。
2. 会費の額および納入方法等に関しては、会費規定において別に定める。

第 3 章 役 員

第 10 条 (役員の数)

1. 本会は理事 30 名以内および監事 2 名以内を置く。
2. 理事のうち 1 名を会長、若干名を副会長とする。

第 11 条 (役員を選任)

1. 理事および監事は、総会において会員の中から選任する。
2. 会長および副会長は、理事会で互選する。

第 12 条 (役員職務)

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐してその職務を分担し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 監事は本会の会務および会計を監査する。

第 13 条 (役員任期)

役員任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。

第 14 条 (報酬)

役員は、無報酬とする。

第 4 章 会 議

第 15 条 (会議の種類)

会議は、これを総会および理事会とする。

第 16 条 (総会)

通常総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時総会は会長もしくは理事会が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上が会議の目的事項を示して請求したとき会長が招集する。

第 17 条 (総会の議決事項)

次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業計画および事業報告
- (3) 収支予算および収支決算
- (4) 理事および監事を選任
- (5) 解散および残余財産の処分

第 18 条 (理事会)

1. 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。
2. 理事会は、会長が必要と認めたとき会長が招集する。

第 19 条 (招集)

総会および理事会を招集する場合は、日時および場所並びに会議の目的事項を示した書面をもって、開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

第 20 条 (議長)

総会および理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 21 条 (定足数)

総会および理事会は、構成員の 3 分の 1 以上の出席により成立する。

第22条（議 決）

1. 総会および理事会の議事は、出席数の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2. 会則の変更および解散に関する決議は、前項の規定にかかわらず、出席構成員の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 資産および会計

第23条（資産の構成）

本会の資産は、会費、寄付金、補助金、事業収入、その他よりなる。

第24条（資産の管理）

本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

第25条（経費の支弁）

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第26条（事業年度）

本会は3年を1事業年度とし、国際プラスチックフェア開催の翌年1月1日に始まり、3年後の12月31日に終るものとする。

第6章 補 則

第27条（委員会等）

1. 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。
2. 委員会等は、その目的とする事項について調査および研究し、または審議する。
3. その他委員会等の組織および運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

第28条（事務局）

1. 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

第29条（施行細則）

本会則の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

第30条（付 則）

本会則は、平成3年12月4日から実施する。

国際プラスチックフェア協議会

事務局 〒160-0004

東京都新宿区四谷 2-11-15 JLB グランエクリュ四谷 6F

Tel. 03-6273-2966 Fax. 03-6630-7068